

二 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。

② ④ 省 略

○ 漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）（漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（合併及び事業經營計画の適否の認定）

第四条 省 略

2 都道府県知事は、合併及び事業經營計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業經營計画が適當である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の営む漁業の状況その他その組合の經營的基礎が、その地域の自然的、經濟的、社会的条件に照らし、適正な事業經營を行なうのに十分なものであると認められること。

二 合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合に係る前号の漁業の状況その他の經營条件からみて適當であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

○ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）

(指定)

第二条 国土交通大臣、総理大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 省 略

○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）

（連合会の権利義務の包括承継）

第一百八条の三 会員が一人になつた連合会の会員たる森林組合等は、会員が一人になつた連合会の権利義務（当該連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該連合会が出資連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
- 二 当該森林組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。

2 3 4 省 略

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一、四省略

五 次条の規定による債務の保証を行うこと。

六、十省略

2 省略

附則

(農林漁業信用基金の解散等)

第三条 農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において信用基金が承継する。

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第二百九十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「農業協同組合連合会」という。）

十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）

十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「水産加工業協同組合連合会」という。）

十三 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社（以下「銀行持株会社」という。）

十四 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下「長期信用銀行持株会社」という。）

この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が第一号及び第二号の行為によ

り、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。

一 次に掲げる行為（以下「組織再編成」という。）

イ 株式交換（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

ロ 株式移転（株式移転により設立される商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六十四条第一項に規定する完全親会社が金融機関等である場合に限る。）

ハ 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

ニ 会社の分割（分割により営業の全部又は一部を承継する会社が金融機関等（新たに設立されるものを含む。）である場合に限る。）

ホ 会社の分割による営業の承継（分割を行う会社が金融機関等である場合に限る。）

ヘ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

ト 他の金融機関等への株式の移転又は発行（当該移転又は発行により当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ、ロ及びホに掲げる場合を除く。）

チ 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得（当該取得により当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、イ及びニに掲げる場合を除く。）

二 省 略

(経営基盤強化計画の認定の申請)

第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（経営基盤強化計画の認定）

第五条 省 略

一・三 省 略

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものであること。

五・六 省 略

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

第七条 第三条の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするとき（第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。）は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画（以下「認定経営基盤強化計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

○独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）（抄）

附 則

（事業団の解散等）

第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が継承する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十五号）（抄）

附 則

（海上災害防止センターの解散等）

第二条 海上災害防止センター（以下「旧センター」という。）は、独立行政法人海上灾害防止センター（以下「センター」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

2 13 省 略

○ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）（抄）

附 則

（事業団の解散等）

第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が継承する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 18 省 略

○ 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）
（抄）

附 則

（勤労者退職金共済機構の解散等）

第二条 勤労者退職金共済機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「新機構」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新機構が承継する。

258 省略

○ 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）（抄）

附 則

（情報処理進行事業協会の解散等）

第二条 情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2511 省略

○ 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）（抄）

附 則

（通信・放送機構の解散等）

第三条 通信・放送機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2 5 19 省 略

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）（抄）

附 則

（新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等）

第二条 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 5 12 省 略

○ 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第

九十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

二 第三条から第五条まで（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十条及び第

十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 省 略

四 第一条（第二号に係る部分に限る。）、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条（「及び第六条の規定による改正後の石油公団法第十九条第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務」に係る部分に限る。）、第十六条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）及び第十八条（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。）から第二十一条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定（これらの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条及び第三十条（金属鉱業事業団に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

(石油公団の権利及び義務の承継等)

第四条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の成立の時において現に公団が有する権利及び義務であつて、第六条の規定による改正前の石油公団法（以下「改正前公団法」という。）第十九条第一項第三号から第九号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含む。）及び附則第九条の二各号に掲げる業務に係るものは、機構の成立に時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

257省略

（金属鉱業事業団の解散等）

第五条 金属鉱業事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

258省略

（中小企業総合事業団の解散等）

○中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百四十六号）（抄）

附 則

（中小企業総合事業団の解散等）

第二条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産

を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）及び中小企業金融公庫又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人（以下この条において「公庫承継法人」という。）が承継する。

2 16 省 略

（産業基盤整備基金の解散等）

第四条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、第三条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「改正前特定施設整備法」という。）第五十五条第一項（附則第三十六条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二条。以下「改正前特定商業集積整備法」という。）第十三条第一項、附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「改正前輸入・対内投資法」という。）第十二条第一項、附則第四十二条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二条。以下「改正前中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十四条及び附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第一百五十二条。以下「改正前新事業創出促進法」という。）第三十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかるず、次項の規定により国が承継す

る資産を除き、その時において機構が承継する。

2
↳ 14 省 略

(地域振興整備公団の権利及び義務の承継等)

第五条 機構の成立の時において現に地域振興整備公団（以下「公団」という。）が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

2
↳ 12 省 略

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する
法律（平成十四年法律第二百二十四号）（抄）

附 則

（通関情報処理センターの解散等）

第二条 改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（第十一項において「旧法」という。）第三章に規定する通関情報処理センター（以下この条において「センターセンター」という。）は、独立行政法人通関情報処理センター（以下「新センター」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新センターが承継する。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十九号）
（抄）

附 則

（日本鉄道建設公団の解散等）

第二条 日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2510省略

（事業団の解散等）

第三条 事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2514省略

へ日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止）
第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本鉄道建設公団法
二 運輸施設整備事業団法

○ 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（昭和十四年法律第百二十九号）（抄）

附 則

（生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2 14 省 略

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（昭和十四年法律第二百三十二号）（抄）

附 則

（北方領土問題対策協会の解散等）

第二条 北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）は、協会の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。

2 19 省 略

○ 独立行政法人理化学研究所法（昭和十四年法律第二百六十号）（抄）

附 則

(理化学研究所の解散等)

第二条 理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究所が承継する。

○放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）（抄）

(目的)

第三条 放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において直接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

附 則

(旧学園の解散等)

第三条 この法律の施行の際現に存する放送大学学園（以下「旧学園」という。）は、この法律の規定による放送大学学園（以下「新学園」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、新学園が承継する。

○ 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）（抄）

附 則

（出資）

第七条 當団は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。

○ 日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十
六号）

附 則

（事業団の解散等）

第二条 事業団は、この法律の施行の時において解散するものとし、第二条第一項の規定により政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時ににおいて公団が承継する。

258 省略

○ 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）

（抄）

(機構の解散等)

第五条 機構は、第二条の規定による新幹線鉄道施設の譲渡の実施の時において解散する。

2・3省略

附則

(新幹線鉄道保有機構法の廃止)

第二条 新幹線鉄道保有機構法は、廃止する。

(日本国有鉄道改革法の一改正)

第十九条 日本国有鉄道改革法の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十一条第二項中「から前条まで」を「、前三条」に改め、「、機構」を削る。

第十八条中「、機構の設立及び運営」を削る。

○日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）による改正前）（抄）
(権利及び義務の承継)

第二十二条 承継法人は、それぞれ、承継法人の成立の時において、日本国有鉄道の権利及び義務（第二十四条第一項から第三項までの規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。）のうち承継計画において定められたものを、承継計画

において定めるところに従い承継する。

○ 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）による廃止前）（抄）

附 則

（鉄道整備基金の解散等）

第七条 鉄道整備基金（以下「基金」という。）は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

256 省略

（船舶整備公団法及び鉄道整備基金法の廃止）

第十五条 次の法律は、廃止する。

- 一 船舶整備公団法
- 二 鉄道整備基金法

○ 鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）（運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）による廃止前）（抄）

（基金の成立等）

附 則